



都営住宅申込の優遇

● 家族向住宅（抽せん方式）

抽せんで当せんされた方を入居資格対象者とし、さらに入居資格審査に合格した方が使用予定者となります。当せん確率が高くなる優遇抽せんが受けられます。

■対象

申込者又は同居親族が次のいずれかに該当するとき。

- ①身体障害者手帳又は原爆被爆者健康手帳を持っている方
- ②愛の手帳1～4度又は精神障害者保健福祉手帳1～3級を持っている方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）
- ③戦傷病者手帳を持っている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方

- ④東京都難病患者等に係る医療費の助成を受けている又は対象となる疾病の患者であることが診断書で確認できる方（詳細については、問合先で確認してください）
- ⑤公害病認定患者

■申込資格

収入による制限などがありますので、募集時の募集案内で確認してください。

■申込方法

募集期間中に限り区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで募集案内をもらい、申込書受付期間中（必着）に同封の申込書を郵送してください。

■問合先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
 ☎3498-8894
 テレホンサービス ☎6418-5571
 （音声アナウンスによるご案内）

● 家族向住宅（ポイント方式）

住宅状況申告書に記載された項目（現在住んでいる住宅の広さ、家賃、設備等）により住宅困窮度を判定し、その困窮度の高い方から順に申込地区の募集戸数分の方を入居資格審査対象者とし、さらに入居資格審査に合格した方に、住宅をあっせんします。（都内に継続して3年以上居住している方に限ります。）

■対象

申込者又は同居親族が、都営住宅入居資格のある方で、次のいずれかに該当するとき。

- ①身体障害者手帳1～4級の方
- ②愛の手帳1～3度の方
- ③戦傷病者手帳を持っている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）

■申込資格

収入による制限などがありますので、募集時の募集案内で確認してください。

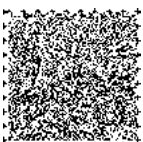
■申込方法

募集期間中に区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで募集案内をもらい、申込書受付期間中（必着）に同封の申込書を郵送してください。

■問合先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
 ☎3498-8894
 テレホンサービス ☎6418-5571
 （音声アナウンスによるご案内）

※区営住宅 申込の優遇については P136 を参照してください。





● 車いす使用者世帯向住宅

ポイント方式

■対象

都営住宅申込資格があり、申込者又は同居親族もしくは同居しようとする親族が身体障がいにより、住居内の移動に車いすの使用を必要としている、次のいずれかの方。

- ①身体障害者手帳1・2級の方
- ②戦傷病者手帳を持っている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方。

※ただし、車いす使用者は満6歳以上で都内居住者に限ります。

■申込方法

募集期間中に区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで用紙をもらい、申込書受付期間中(必着)に同封の申込書を郵送してください。

■問合せ先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎3498-8894
テレホンサービス ☎6418-5571
(音声アナウンスによるご案内)

● 単身者向住宅

抽せん方式

■対象

都内に継続して3年以上居住し、次のいずれかに該当するとき。他にも所得制限等があります。

- ①身体障害者手帳1～4級の方
- ②精神障害者保健福祉手帳1～3級の方(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。)
- ③愛の手帳1～4度の方

■申込方法

募集期間中に限り区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで用紙をもらい、申込書受付期間中(必着)に同封の申込書を郵送してください。

■問合せ先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎3498-8894
テレホンサービス ☎6418-5571
(音声アナウンスによるご案内)

● 単身者用車いす使用者向住宅

抽せん方式

■対象

都内に継続して3年以上居住し、住居内の移動に車いすの使用を必要としている次のいずれかの方。他にも所得制限等があります。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級・2級の方
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方

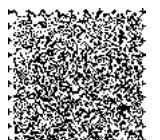
■申込方法

募集期間中に限り区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで用紙をもらい、申込書受付期間中(必着)に同封の申込書を郵送してください。

■問合せ先

①東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎3498-8894
テレホンサービス ☎6418-5571
(音声アナウンスによるご案内)

※ 都営住宅の募集地区の中には、バリアフリー仕様の住宅があります。住居内の移動に車いすを使用しない方等は、バリアフリー仕様の住宅へのお申込みをご検討いただくなど、申込みされる方の身体状況に合わせて、選んでお申込みをしてください。





住まい

区営住宅申込の優遇

次の優遇資格に該当する方は、当せん率が「一般の」3倍になります。(ただし、生活保護受給世帯を除く。)

■対象

申込者本人又は同居親族のうち1人が、次のいずれかに当てはまること。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者
- ②知的障がい者（愛の手帳の場合、総合判定で1度～3度）
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～2級の障がい者（障害年金の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）

④戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者

⑤原爆被爆者健康手帳の交付を受けている原爆被爆者

■申込資格

収入による制限などがありますので、募集時の申込みのしおりで確認してください。

■申し込み方法

募集期間中に限り区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所で用紙をもらい、同封の申込書を郵送してください。

■問合先

大田区住宅管理センター
☎3730-7325 FAX 3736-5900

都営住宅・区営住宅使用料の減額・減免

障がい者及び一定の難病患者がいる世帯等で、世帯の所得が一定以下の場合、家賃が減額される場合があります。詳細は各窓口にお問い合わせください。

■窓口

①都営住宅

東京都住宅供給公社 お客さまセンター
☎0570-03-0071

上記番号がご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方は
☎03-6279-2652

②区営住宅

大田区住宅管理センター
☎3730-7325 FAX 3736-5900

UR都市機構の優遇制度等

①UR都市機構「新築UR賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇

身体・知的障がい者がある世帯が抽選を伴う新築UR賃貸住宅に申し込む際、当選率が「普通」区分の20倍に優遇されます。

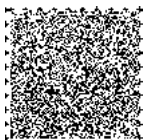
■対象

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障がいがある方
- (2) 愛の手帳（療育手帳）又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を要する方又は児童相

談所、知的障害者更生相談所又は精神科医等から、重度の知的障がい又はこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方

■窓口

UR都市機構 東日本賃貸住宅本部
住宅経営部 営業開発課
☎5323-3560 FAX 5323-3534





②高齢者等向け特別設備改善住宅（先着順による受付）
UR賃貸住宅のうち、高齢者又は障がい者の方向けに浴室の段差の緩和や設備を改善、そして緊急時にボタンひとつで通報できる連絡通報用装置の設置等を行った賃貸住宅です。

■窓口

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
☎3347-4375
定休日 なし（年末年始除く）
ホームページ
<https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

住宅改造相談・助成

身体障害者手帳の交付を受けた重度障がい者（児）等の方に、住宅改造の相談及び助成をしています。

	種目	改修内容	助成限度額	対象者
原則、改修は1回のみ（含む介護保険）	小規模住宅改修	① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他上記の改修に付帯して必要となる改修	200,000円	学齢児以上 65 歳未満で、 ① 下肢又は体幹に係る障がいの程度が 3 級以上の方 ただし、特殊便器への取替えについては上肢障がい 2 級以上の方 ② 視覚に係る障がいの程度が 2 級以上の方 ③ 内部障がいを有する方で補装具として車いすの交付を受けている方（介護保険の車いすを貸与されている方を除く。） ④ 難病等患者で、下肢又は体幹機能に障がいがあり医師の意見書から区長が認める方
	中規模住宅改修	① 小規模住宅改修において助成の対象となる工事で、小規模住宅改修の助成を受けてなお費用が不足する工事 ② 小規模住宅改修による助成とならない改造工事	641,000円	学齢児以上 65 歳未満で、 ① 下肢、体幹又は視覚に係る障がいの程度が 2 級以上の方 ② 内部障がいを有する方で補装具として車いすの交付を受けている方
	屋内移動設備 ※		機器本体及び付属機器 979,000円 設置費 353,000円	学齢児以上 65 歳未満で、 ① 上肢、下肢又は体幹機能のいずれかの障がいの程度が 1 級（階段昇降機については 1・2 級）の方で、かつ、歩行ができない状態の方 ② 内部障がいを有する方で補装具として車いすの交付を受けている方

(注 1) 40 歳から 65 歳未満の方で、介護保険の同種のサービス（住宅改修費支給）が受けられる方は介護保険が優先されます。

(注 2) 助成は一世帯あたり各種目一回とし、中規模住宅改修は小規模住宅改修と同時に申請が必要です。

(注 3) 65 歳以上の方は、介護保険による住宅改修の対象となります。

※ 屋内移動設備によっては、助成にあたって、建築基準法による建築設備の確認申請書（副本）及び確認済証が必要になる場合があります。事前に確認申請が必要かどうかについてお問い合わせください。建築設備の確認申請についての問い合わせ先は、建築審査課設備審査担当（☎5744-1391）です。

※※この制度を利用した場合に、住宅リフォーム助成の対象となることがあります。詳しくは建築調整課住宅担当（☎5744-1343）までお問い合わせください。





住まい

■費用
■窓口

世帯の所得に応じて自己負担があります。
改造を行う前に手帳を持って各地域庁舎の地域福祉課へ (表紙、27ページ)

(令和4年4月1日現在)

世帯階層区分		利用者負担額	備考
A	生活保護法による被保護世帯及び 中国残留邦人等支援給付世帯	0円	
B	市町村民税 (特別区民税を含む。以下同じ。) 非課税世帯	1,100円	①D18階層までは、利用者が世帯主又はその世帯における最多収入者であるときは、この表に掲げる利用者負担額の2分の1。 ②当該年度の特別区民税又は市町村民税が明らかでないときは、前年度分の特別区民税又は市町村民税によります。 ③D階層に該当する世帯で、当該所得税の課税される年において特別減税が実施された場合には減税前の税額をもって階層区分とします。
C1	所得税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	2,250円	
C2	市町村民税所得割課税世帯	2,900円	
D1	前年分所得税2,400円以下	3,450円	
D2	// 2,401円以上 4,800円以下	3,800円	
D3	// 4,801円以上 8,400円以下	4,250円	
D4	// 8,401円以上 12,000円以下	4,700円	
D5	// 12,001円以上 16,200円以下	5,500円	
D6	所得課税世帯 // 16,201円以上 21,000円以下	6,250円	
D7	// 21,001円以上 46,000円以下	8,100円	
D8	// 46,001円以上 60,000円以下	9,350円	
D9	// 60,001円以上 78,000円以下	11,550円	
D10	// 78,001円以上 100,500円以下	13,750円	
D11	// 100,501円以上 190,000円以下	17,850円	
D12	// 190,001円以上 299,500円以下	22,000円	
D13	// 299,501円以上 831,900円以下	26,150円	
D14	// 831,901円以上1,467,000円以下	40,350円	
D15	// 1,467,001円以上1,632,000円以下	42,500円	
D16	// 1,632,001円以上2,302,900円以下	51,450円	
D17	// 2,302,901円以上3,117,000円以下	61,250円	
D18	// 3,117,001円以上4,173,000円以下	71,900円	
D19	// 4,173,001円以上	全 額	

住宅リフォーム助成

居住している住宅をリフォームする方に工事費用の一部を助成します。工事前に仮申請 (事前相談) の手続きが必要です。ご注意ください。

■対象

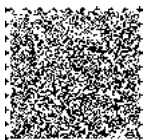
- ①総工事費用10万円以上 (税抜) で区内に本社がある中小事業者が施工すること。
- ②工事対象住宅に居住していること。
- ③工事対象住宅の所有者又は賃借人であること。
- ④区が定める助成対象に該当する工事であること。
- ⑤工事が令和5年2月28日までに完了すること。

詳細は次の窓口へお問い合わせください。

■窓口

住宅相談窓口 (建築調整課住宅担当内)

☎5744-1343 FAX 5744-1558





住宅確保支援事業

■対象

- ①身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上又は精神障害者保健福祉手帳2級以上に該当する者（障害者年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）のいる世帯であること
- ②区内に1年以上居住していること
- ③前年の所得が以下の基準額の範囲内であること（右記事業内容のうち②～④の助成事業のみ）

所得基準額

前年所得額	
扶養親族等0人のとき	1人増すごと
2,568,000円以下	左欄の額に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

■事業内容

区内に1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している世帯に対して、住宅探しを支援します。

- ①協力不動産店リストの提供
 - ②賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び保証料の一部助成
 - ③保証会社利用時に真に緊急連絡先がない場合、緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成
 - ④緊急通報サービスの紹介及び利用料の一部助成
- ②～④については、事前申請が必要です。

■窓口

住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）
☎5744-1343 FAX 5744-1558

転居一時金助成

■対象

- ①身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上又は精神障害者保健福祉手帳2級以上に該当する者（障害者年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）のいる世帯であること
- ②区内の民間賃貸住宅に3年以上居住していること（火災等の非常事態の場合は除く）
- ③区内の民間賃貸住宅へ転居すること
- ④前年の所得が以下の基準額の範囲内であること

所得基準額

前年所得額	
扶養親族等0人のとき	1人増すごと
2,568,000円以下	左欄の額に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

■事業内容

区内の民間賃貸住宅に3年以上居住し、取壊し等のために転居を余儀なくされた世帯に対して、転居を伴う賃貸借契約時に要した費用の一部を助成します。事前申請が必要です。

- ①次のいずれかに該当すること
 - ・現住居の取壊しにより、立退きを要求されている
 - ・家主の都合による契約更新拒否で立退きを要求されている
 - ・現住居の築年数がおおむね30年以上経過しており、かつ専用トイレ又は専用台所がない等の住宅に居住している
 - ・現住居が火災等の非常事態のために、居住することが困難であると認められる
- ②上記事由に該当する場合でも、家主等が転居のための費用を負担する場合は助成の対象となりません。

〔区からの助成〕

助成金の対象及び金額	限度額
礼金・仲介手数料・権利金の実費分	100,000円

■窓口

住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）
☎5744-1343 FAX 5744-1558

